

安城市水道事業 指定給水装置工事事業者連絡会

日時 平成29年11月10日(金)
午前の部 10時30分から
午後の部 3時00分から
場所 安城市役所本庁舎 大会議室

(1) 給水装置工事申請及び完了届等について

給水装置新設等申込書

安城市水道事業 安城市長

平成 年 月 日

〒
(申込者)住所 _____

氏名 _____ (印)

電話 (_____) - _____

下記のとおりに給水装置の新設等の申込みをします。

給水装置工事の種類	新設 改造 修繕 撤去 設計変更 其の		_____) [該当に○印]
給水装置の設置場所	安城市		
街区・建物名称			
給水装置の所有者	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
給水装置の代理人	住 所		
	氏 名		
工事依頼業者	安城市指定給		

工事分担金等
納入通知書の送付先

送付先の変更

ケース①
【記載とは違う送付先】
本社・本店から支社・支店へ変更

この場合は

送付先の支社・支店を記載

(1) 給水装置工事申請及び完了届等について

給水装置新設等申込書

安城市水道事業 安城市長

平成 年 月 日

〒

(申込者) 住所 _____

氏名 _____ 納入通知書の送付先 ⑩

電話 (_____) _____

下記のとおり給水装置の新設等の申込みをします。

給水装置工事の種類	新設 改造 修繕 撤去 設計変更 其他	(該当に○印)
給水装置の設置場所	安城市	
街区・建物名称		
給水装置の所有者	住所	
	ふりがな	
給水装置の代理人	住所	
	氏名	

送付先の変更

ケース②
【工事事業者の受取】
工事分担金等を工事事業者が
支払うため

この場合は

所有者を記載

工事事業者を記載

(1) 給水装置工事申請及び完了届等について

給水装置新設等申込書

安城市水道事業 安城市長

平成 年 月 日

〒

申込書はHPからダウンロードできるように検討しています。

電話 ()

下記のとおり給水装置の新設等の申込みをします。

給水装置工事の種類	新設 改造 修繕 撤去 設計変更 その他 () [該当に○印]	
給水装置の設置場所	安城市 町	
街区・建物名称		
給水装置の所有者	住所	
	ふりがな	
	氏名	ⓐ
給水装置の代理人	住所	
	氏名	ⓐ
工事依頼業者	安城市指定給水装置工事事業者	

(1) 給水装置工事申請及び完了届等について

[給水装置工事完了届]

- 配管工事が完了したら完了書類を速やかに提出すること。

[完了検査]

- 所有者との立会検査を原則とする。
- ただし、立会検査が引渡し前となる場合は、所有者との立会は免除します。
- 引渡し後の検査となる場合は、所有者と立会の日程調整をすること。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

舗装の切断作業時に発生する排水の回収方法



舗装の切断時に発生する排水は
「産業廃棄物」になります

回収方法

- ◆ 排水吸引機能を有する切断機械による回収
- ◆ 工事用掃除機による回収
- ◆ スポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収

スコップ等による回収は

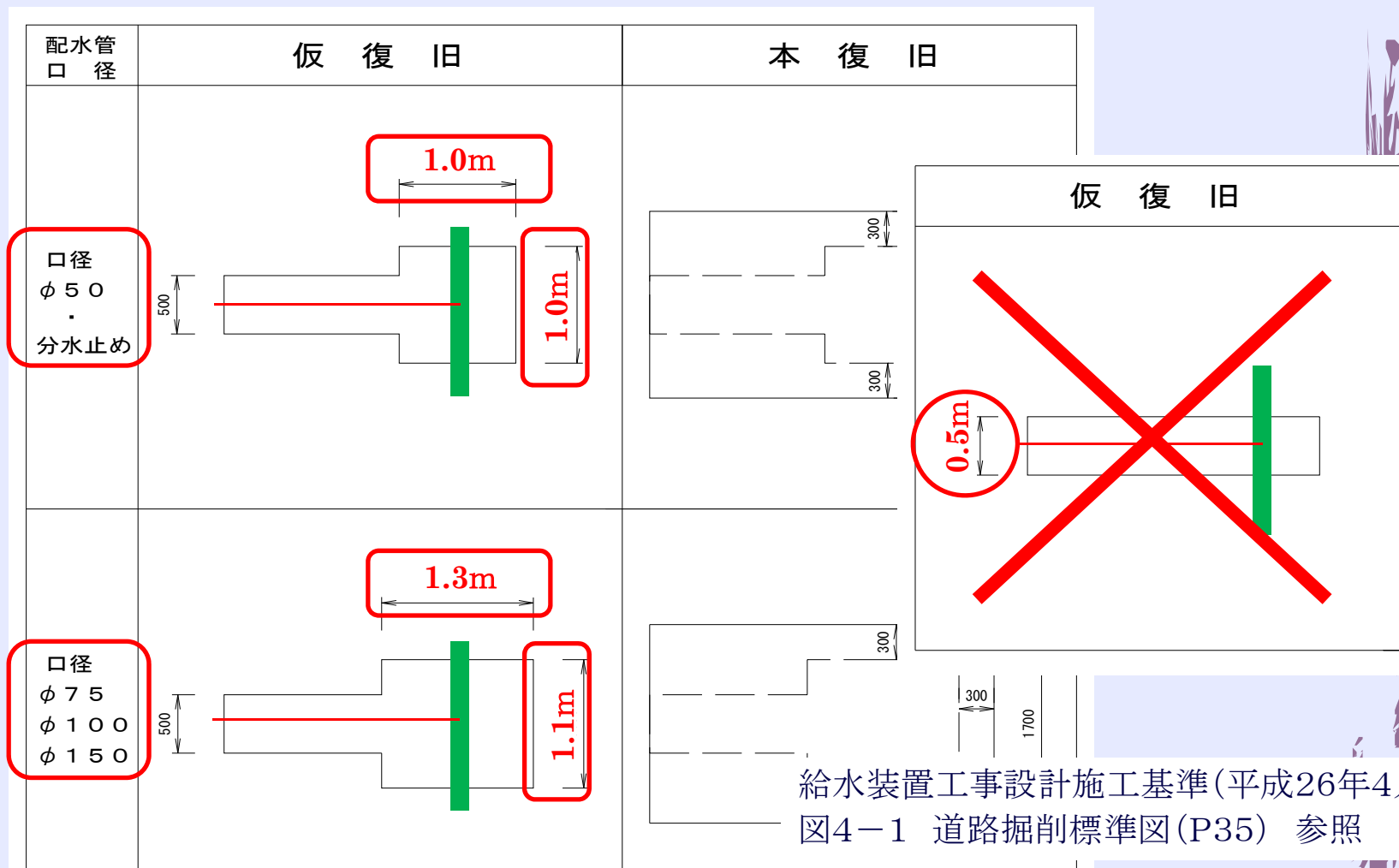
不可



適切な回収をお願いします。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

公道工事における道路掘削幅

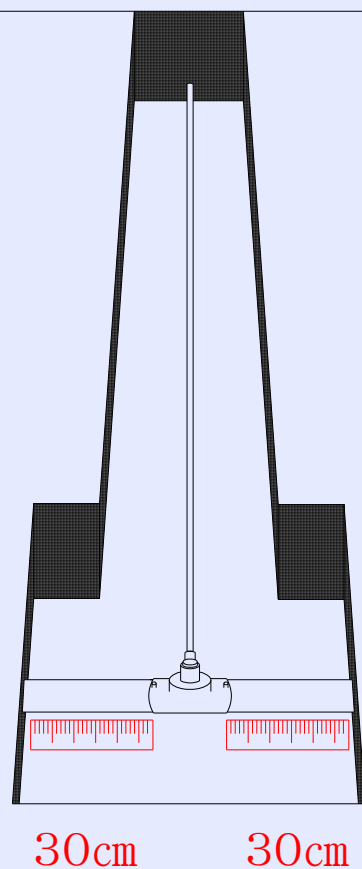


適正な道路掘削幅による管理をお願いします。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

離隔の確認

配水本管からの分水位置を確認するために必要



- ◆ 配水管継手、他の分水サドル、他占用管との離隔は管の外側から**30cm以上を確保**すること。

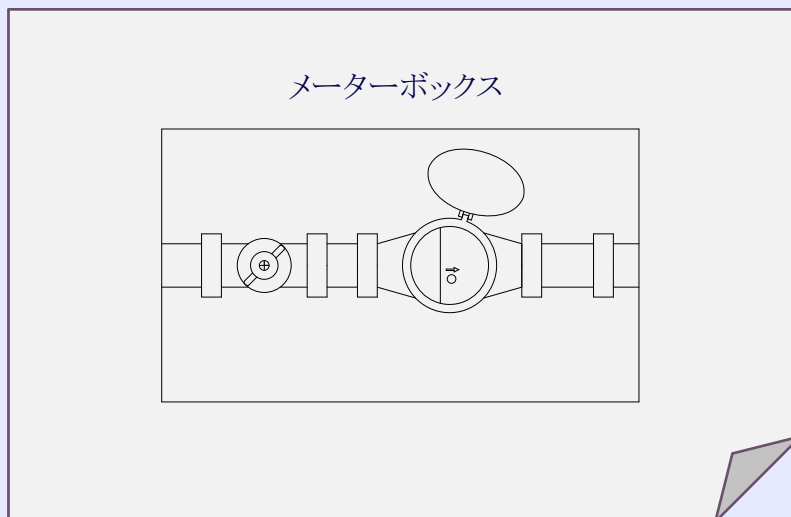
注意事項

- ◆ 確認のために適正な道路掘削幅を確保すること。
- ◆ 確認のための検収を忘れないこと。
- ◆ 検収した目盛りが写真にて読み取れること。

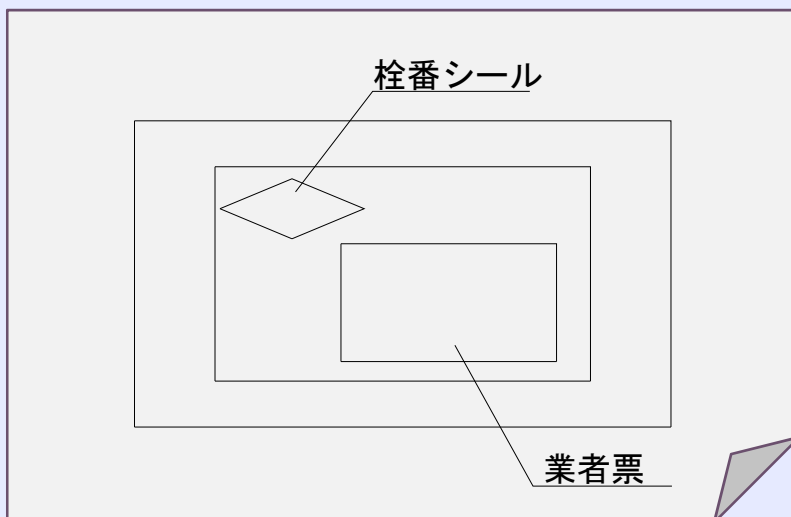
写真管理を忘れずをお願いします。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの写真管理



- ◆ 水道メーターの蓋を開け真上から撮影する。
=アップでの撮影
(悪い例)
 - ・蓋を開けていない。



- ◆ 業者票、栓番シールの文字が鮮明にわかるように撮影する。
=アップでの撮影
(悪い例)
 - ・文字が読み取れない。
 - ・業者票の記載事項が未記入。

(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの写真管理

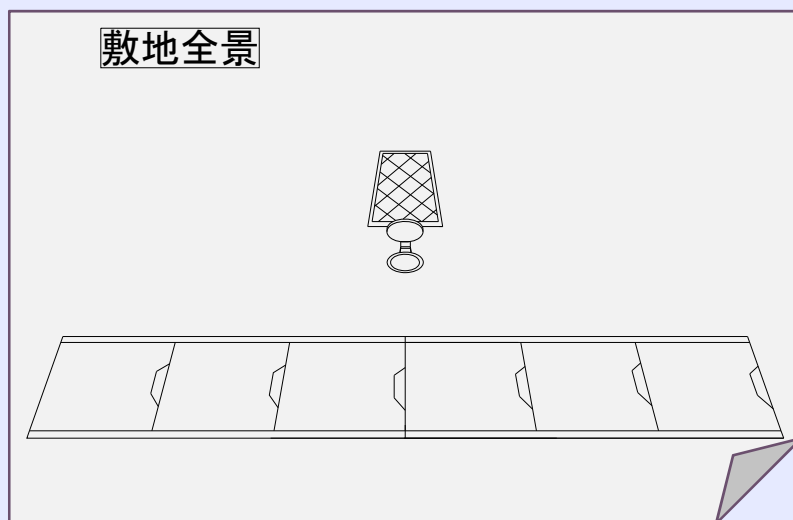


- ◆ 止水栓がある場合は、止水栓蓋を開けて撮影。

＝蓋を開けアップでの撮影

(悪い例)

- ・蓋を開けていない
- ・撮り忘れに注意



- ◆ 止水栓とメーター位置が確認できるよう全景を撮影する。

＝位置が確認できるよう撮影

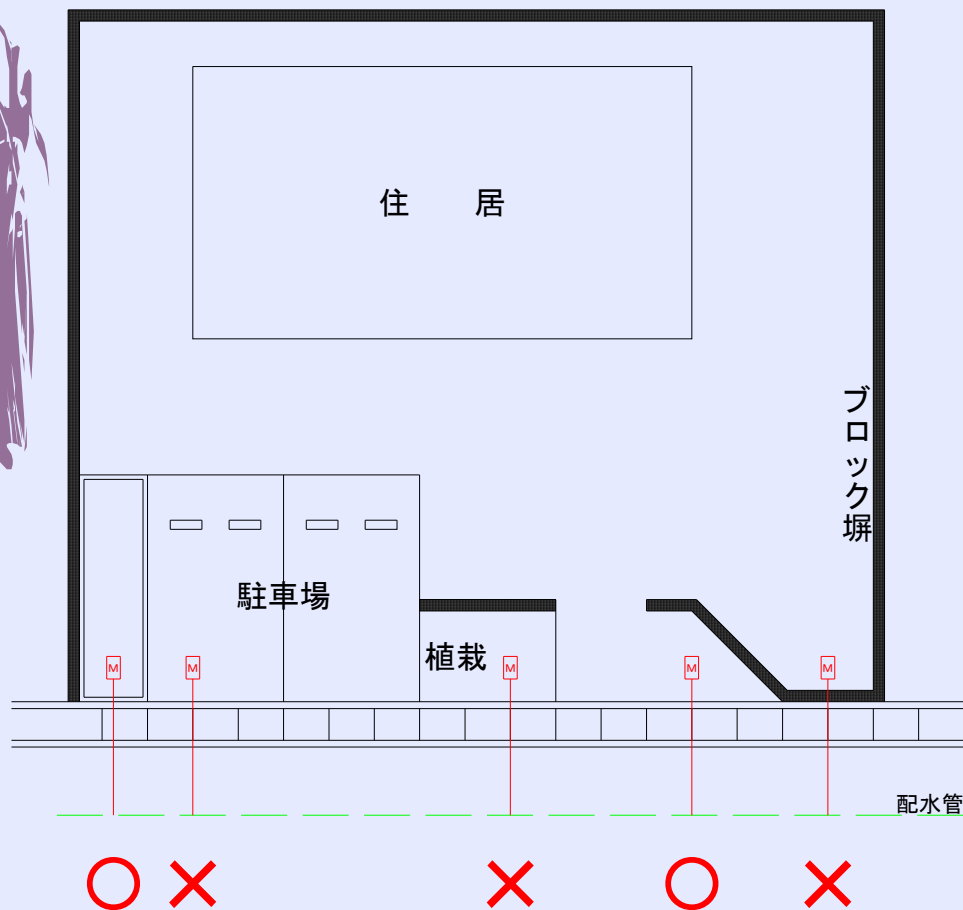
＝官民境界が確認できるよう撮影

(悪い例)

- ・撮り忘れに注意

(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの設置位置



設置場所

- ◆ 周辺に障害物がない
- ◆ 駐車区画外
- ◆ 検針・取替えが容易に行える
- ◆ 点検や漏水修理に支障とならない

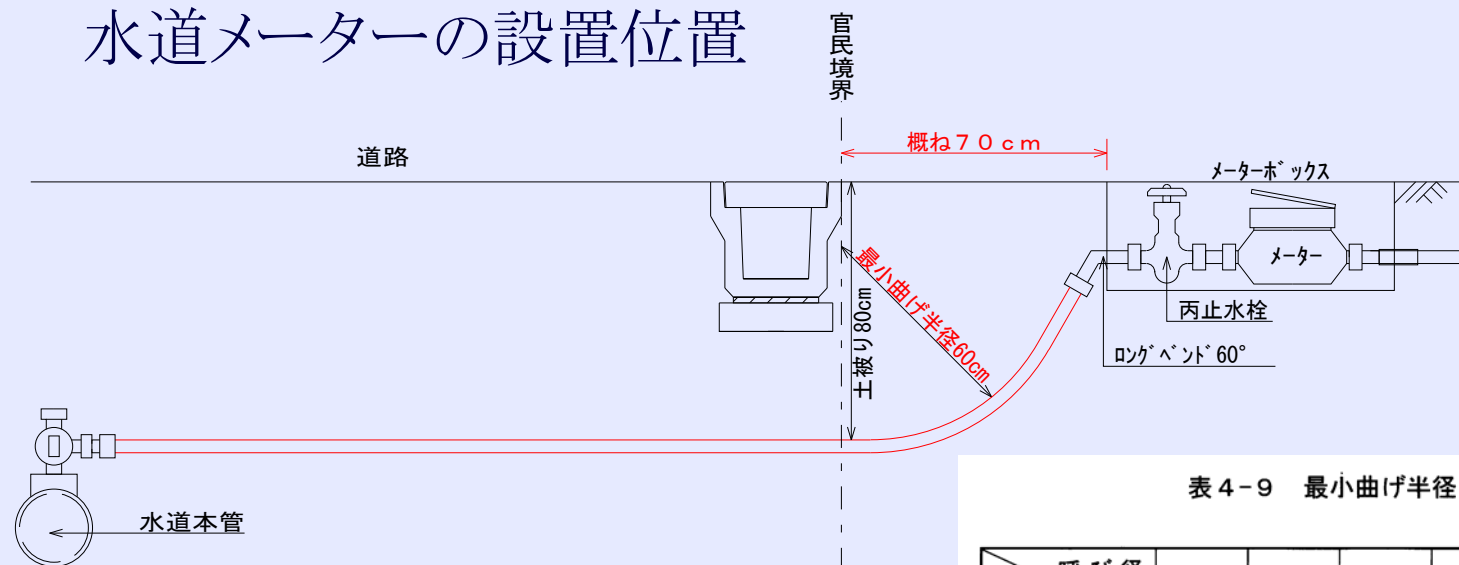
設置に適さない場所

- ◆ 荷物等の下になりやすい場所
- ◆ 植栽の中等、根や枝葉に覆われる場所
- ◆ 駐車区画となる場所

点検しやすく、いつでも検針できる場所としてください

(2) 書類及び施工に関する注意事項

水道メーターの設置位置

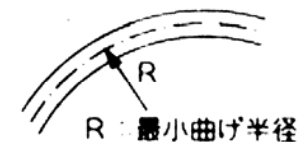


最小曲げ半径(R)

- ◆ 1種管、呼び径20の最小曲げ半径は55cmである。
- ◆ 最小曲げ半径の限度内であれば、生曲げ配管ができる。
=安城市では施工誤差を踏まえ最小曲げ半径を**60cm**とする。
=官民境界からメーターボックスまでを**概ね70cm**でお願いします。

表4-9 最小曲げ半径(R)

		単位cm					
呼び径	管種	13	20	25	30	40	50
1種管		45	55	70	85	100	120
2種管		65	85	105	130	145	180



給水用ポリエチレンパイプ協会より

無理な曲げ配管により漏水の原因とならないようお願いします。

(3) その他

井戸水等への誤接続

[クロスコネクションとは]

- 水道水を給水する「給水管」と水道水以外の管（井戸水等）が**直接接続**されていること。
- 必要に応じて水道水と井戸水等をバルブで切替えて使用しているような状態もクロスコネクションになる。
- ※ 井戸水等が水道本管に逆流するおそれがあり、逆流した水が汚染されていた場合、水道水の水質が汚染され**周辺への影響**がでてしまう。

(水道法により固く禁止されている)

[クロスコネクションの要因]

- クロスコネクションが及ぼす危険性等の認識不足。
＝水道法をはじめとした関係法令の周知徹底
- 地下埋設物の調査不足。
＝調査の徹底により施工ミスを防止

(3) その他

指定工事事業者関係規程

[指定に関する変更届が必要な場合]

- 事業の廃止・休止・再開
(特に廃止・休止の届出忘れに注意)
- 事業所の名称、所在地の変更
- 代表者の氏名、法人にあっては役員の氏名の変更
- 給水装置工事主任技術者の選任・解任
(特に解任の届出忘れに注意)